

平成 28 年 5 月 20 日

東北初！ 女性活躍推進法に基づく最上位の「えるぼし」認定について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井 英夫）では平成 28 年 4 月 28 日、「女性活躍推進法」に基づく厚生労働大臣の認定を受けましたのでお知らせします。

女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度が創設されています。認定された企業は、認定マークである「えるぼし」が利用可能となり、当行は、最上位である「3 段階目」の認定を取得いたしました。尚、この認定は、山形県内第 1 号、3 段階目では東北初となります。

当行は、平成 8 年に行員処遇に関する長期的視点に立った経営方針を掲げ、従業員全員が最大限能力を発揮できる職場づくりに向けて、性別を問わない公正な処遇と適材適所での戦力化を図ってまいりました。

また、平成 20 年に一連の就業継続支援制度を導入したほか、平成 22 年には企業内託児所を設置するなど、女性が活躍できる環境整備に対する積極的な取り組みを継続しており、結果として、平均勤続年数の男女差縮小や女性のキャリア形成、ひいては管理職登用につながっております。

今後は、女性活躍推進法の行動計画をベースとして、キャリア意識の醸成や業務範囲の拡大等、これまで以上に男女が共に働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 人事部 働き方創造室 佐藤 TEL：0235-28-2419